

令和 2 年松前町条例第 7 号

松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 3 月 18 日

松前町長 岡 本 靖

松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

松前町道路占用料徴収条例（昭和61年松前町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(占用料の額)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需用に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>前項</u>に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で町長</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>日本鉄道建設公団</u>が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需用に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>前条</u>に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で町長</p>

が定めるもの

(手数料及び延滞金)

第4条 法第73条第2項の規定により徴収する占用料に係る手数料の額は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第1項に規定する通常葉書の料金を超えない範囲内において町長が定める額とする。

2・3 省略

別表(第2条関係)

松前町道路占用料金表

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1	730
	第2種電柱	年	1,100
	第3種電柱		1,500
	第1種電話柱		650
	第2種電話柱		1,000
	第3種電話柱		1,400
	その他の柱類		65
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき 1年
	地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1	640
	年		
地下に設ける変圧器	占用面積1m ²	390	

が定めるもの

(手数料及び延滞金)

第4条 法第73条第2項の規定により徴収する占用料に係る手数料は、督促状1通につき道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第37条第1項に
_____定める額とする。

2・3 省略

別表(第2条関係)

松前町道路占用料金表

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1	610
	第2種電柱	年	940
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		550
	第2種電話柱		870
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		55
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき 1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1	540
	年		
地下に設ける変圧器	占用面積1m ²	330	

		につき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>550</u>
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	<u>4,300</u>
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	<u>1,300</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	<u>27</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>39</u>
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>59</u>
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		<u>78</u>
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>160</u>
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>270</u>
	外径が0.7m以上1m未満のもの		<u>390</u>
	外径が1m以上のもの		<u>780</u>
法第32条第1項第3号及び第4号		占用面積1㎡	<u>1,300</u>

		につき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>460</u>
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	<u>3,800</u>
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	<u>1,100</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	<u>23</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>49</u>
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		<u>66</u>
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		<u>98</u>
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.7m以上1m未満のもの		<u>330</u>
	外径が1m以上のもの		<u>660</u>
法第32条第1項第3号及び第4号		占用面積1㎡	<u>1,100</u>

に掲げる施設			につき1年	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積 1 m ² につき1年	A に <u>0.005</u> を 乗じて得た 額
		階数が2のもの		A に <u>0.008</u> を 乗じて得た 額
		階数が3以上の もの		A に <u>0.01</u> を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路			<u>2,100</u>
	地下に設ける通路			<u>1,300</u>
その他のもの			<u>1,300</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積 1 m ² につき1日	<u>43</u>
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき1月	<u>430</u>
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。） 第7条第	看板（ア 一チであ るものを 除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1 m ² につき1月	<u>430</u>
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき1年	<u>4,300</u>
標識		1本につき1 年		<u>1,000</u>
旗ざお		祭礼、縁日その 他の催しに際 日	1本につき1 日	<u>43</u>

に掲げる施設			につき1年	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積 1 m ² につき1年	A に <u>0.004</u> を 乗じて得た 額
		階数が2のもの		A に <u>0.007</u> を 乗じて得た 額
		階数が3以上の もの		A に <u>0.008</u> を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路			<u>1,900</u>
	地下に設ける通路			<u>1,200</u>
その他のもの			<u>1,100</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積 1 m ² につき1日	<u>38</u>
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき1月	<u>380</u>
令	看板（ア 一チであ るものを 除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1 m ² につき1月	<u>380</u>
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき1年	<u>3,800</u>
標識		1本につき1 年		<u>870</u>
旗ざお		祭礼、縁日その 他の催しに際 日	1本につき1 日	<u>38</u>

1号に掲げる物件	し、一時的に設けるもの			
	その他のもの	1本につき1月	<u>430</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	<u>43</u>
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	<u>430</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,300</u>
	その他のもの		<u>2,100</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡	<u>1,300</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		につき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	<u>430</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>130</u>	
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	省略	

1号に掲げる物件	し、一時的に設けるもの			
	その他のもの	1本につき1月	<u>380</u>	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	<u>38</u>
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	<u>380</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>3,800</u>
	その他のもの		<u>1,900</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡	<u>1,100</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		につき1年	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	<u>380</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>110</u>	
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	省略	

設	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物
	その他のもの
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物
	その他のもの
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	

A に <u>0.023</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.033</u> を 乗じて得た 額
省略
省略
A に <u>0.023</u> を 乗じて得た 額
省略
省略
A に <u>0.023</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.033</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.033</u> を

設	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物
	その他のもの
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物
	その他のもの
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の
	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	

A に <u>0.02</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.028</u> を 乗じて得た 額
省略
省略
A に <u>0.02</u> を 乗じて得た 額
省略
省略
A に <u>0.02</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.028</u> を 乗じて得た 額
A に <u>0.028</u> を

		乗じて得た額			乗じて得た額
令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	省略	令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	省略
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.028</u> を乗じて得た額
省略			省略		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。